

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 質屋営業法

根 拠 条 項 : 第25条第1項

処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令

原権者（委任先） : 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条（許可の基準）

処 分 基 準 :

別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。

問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課

備 考 :